## 質問その4-2;クラウドサービスや企業間での専用回線を使っていれば大丈夫?

## 答え;訂正削除の記録が残る、又は訂正削除できないシステムなら大丈夫ですが クラウド上でのデータ保存期間には注意して下さい。

- (3) 電子請求書・電子領収書のやり取りができるクラウドサービスを利用している
- (4) クレジットカードの明細、交通系 IC カード、スマホアプリによる支払や決済の データ等を活用したクラウドサービスを利用している
- (5)特定の取引について EDI システム (※専用回線等を使った企業間やり取りシステム等) を利用している

このような形で什入れや経費の精算を行っている場合、いずれも「電子取引」に該当しますので、 「一定の決められた方法で」日付、取引先、金額などの情報をデータで保存しなければなりません。 ルール改正前はそういった情報を印刷した「紙」で保存しておくことも認められていましたが、 新ルールでは紙で印刷した書類は「正式な保存書類」になりません。

上記(3)~(5)のようなクレジットカード、交通系 IC カード、スマホアプリ決済や EDI システム (※専用回線等を使った企業間やり取りシステム等)の日付・取引先・金額などの情報は、訂正削除の記録が残るか、 又は訂正削除ができないシステムを利用していれば大丈夫です。

ただ、クラウド上で「一時的に保存」されたものをダウンロードして保存するようなシステムの 場合はメール受取の場合と同じく、"タイムスタンプ"という改ざん防止のための情報記録つきで 保存するか、又は請求書や領収書等をデータで受け取る場合の「受取マニュアル」を作って その通りに保存するかのどちらかが必要になります。

## 【参考;国税庁 HP「一問一答」より、もともとの文章】

- 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存し
  - 当はなん「システルのたによりに、 えおけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。 1 電子メールにより請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) を受領 2 インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) 又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリー
  - ンショットを利用 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
  - 電工請求書や電子観収書の授文に係るグラワドサービスを利用 クレジットカードの利用明細データ、交通系1 Cカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用 特定の取引に係るE D I システムを利用 ペーパレス化されたF A X 機能を持つ複合機を利用 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

- (回答)
   (1)へ「のいずれも「電子取引」(法2五)に該当すると考えられますので、所定の方法により取引情報(請求書や領収書等に通常報文計の目付、取引先、金額等の情報)に係るデータを保存しなければなりません(令和3年度の税制改正前はそのデータを出力した書面等により保存することも認められていましたが、改正後は、当該出力した書面等の保存措置が廃止され、該出力した書面等は、保存書類(国税関係書類)として取り扱わないこととされました。
   ボータ保存に当たっては、以下の点に留意が必要です。
   イ (1)及び2)については一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますので、受領したデータに規則第4条第1項第1号のタイムスタンプの付与が行われていない場合には、受領者側でタイムスタンプを付きすることが必要です。
   広び2)については一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますので、受領したデータに規則第4条第1項第1号のタイムスタンプ付与が行われていない場合では、受領者側でタイムスタンプを付きすることが正のは今日からよりでは同様となるデータは検索できる状態で保存することが必要ですので、当該データが添付された電子メールについて、当該メールソフト上で閲覧できるだけでは十分とは言えません。
   □ (3)〜(5)については、取引情報(請求書や領収書等に通常記載される日付、取引法、金額等の情報)に係るデータについて、訂正削除の記録が残るシステム又は訂正削除ができな

- いシステムを利用していれば、電子取引の保存に係る要件を満たすと考えられます。他方、 例えば、クラウド上で一時的に保存されたデータをダウンロードして保存するようなシス
- デムの場合には、イと同様の点に留意する必要があります。 ハ (6)及び(7)については、一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますの (も)及い(バについては、一般的に交演者側におけるケータの計正削除が中能と考えますので、受領したデータに規則第4条第1項第1号のタイムスタンプの付与が行われていない場合には、受領者側でタイムスタンプを付与すること又は同項第4号に定める事務处理規程に基づき、適切にデータを管理することが必要です。

  (1)へ(7)のいずれの場合においても、データは各税法に定められた保存期間が満了するま
- で保存する必要があります。
- 取引慣行や社内のルール等により、データとは別に書面の請求書や領収書等を原本とし て受領している場合は、その原本 (書面) を保存する必要があります
- 現行、消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、必要な事項が記載された帳簿及び請求書等(書面)の保存が必要ですが、取引金額が3万円未満の場合や、3万円以上でも「電 子取引」のようにデータのみが提供されるなど、書面での請求書等の交付を受けなかった ことにやむを得ない理由がある場合には、帳簿のみを保存することにより仕入税額控除の 適用を受けることができます。なお、令和5年10月以降は、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができるのは、法令に規定された取引に限られることとなります。 したがって、「電子取引」を行った場合に仕入税額控除の適用を受けるためには、軽減税 率の対象品目である旨や税率ごとに合計した対価の額など適格請求書等として必要な事項 ー かりまい日 くから では、こにし目 いこれ 回い がなる こめ 田市 か 音 すこしく を 変な デス を 満た デデータ (電子インボイス) の保存が必要となります。 また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面等については、保存書類(国

税関係書類以外の書類)として取り扱わないこととされましたが、消費税法上、電子インボイスを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面を保存した場合には、仕入税額控 除の適用を受けることができます。